

令和4年1月まん延防止等重点措置区域における 時短要請協力金（仮称） 詳細版（1月25日公表）※1月26日更新

1 対象店舗

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市または南相馬市内で、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた店舗。

※対象外店舗

以下の（1）～（9）の店舗は対象外となります

- （1）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- （2）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- （3）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- （4）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- （5）ネットカフェ・漫画喫茶
- （6）飲食スペースを有さないキッチンカー
- （7）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- （8）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- （9）行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

2 要請内容

ふくしま感染防止対策認定店制度の第三者認定店（以下、「認定店」という。）と、非認定店に対して、それぞれ以下のとおり要請しております。

（1）認定店への要請内容

・以下の①または②を選択可能

- ① 21時までの時短営業かつ酒類提供は20時まで（A方式）
- ② 20時までの時短営業かつ酒類提供は終日停止（B方式）

（2）非認定店への要請内容

20時までの時短営業かつ酒類提供は終日停止

通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店
21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)
	①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)	A方式	
	②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式	

3 交付要件

次の「ア」から「キ」までの要件を全て満たすこと。

- ア 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市または南相馬市内に対象店舗を有すること。
- イ 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和4年1月27日（木）午後8時から令和4年2月21日（月）午前5時までの期間において、営業時間を短縮するとともに、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける等の要請内容に応じること。※1 ※2 ※3

- ウ 対象店舗にかかる食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。
 - エ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。
 - オ 令和4年1月25日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和4年2月21日以降であること。
 - カ 対象店舗において、時短営業の案内（営業時間、酒提供の有無（酒を提供する場合は提供時間含む））を掲示していること。
 - キ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- ※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和4年1月27日（木）午後8時～令和4年2月21日（月）午前5時までの期間、休業している場合を含みます。
- ※2 通常の営業時間が午後8時までであった店舗は、交付対象外となります。
- ※3 時短営業を開始した日から令和4年2月21日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

4 交付額

		認定店 ふくしま感染対策防止認定店（オレンジステッカー）				非認定店		
		A方式		B方式				
要請内容	営業時間	午前5時～午後9時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業		
	酒類の提供	午後8時まで		終日停止（酒類の店内持込を含む）		終日停止（酒類の店内持込を含む）		
交付額	中小企業	売上高方式	2.5万円～7.5万円/日		3万円～10万円/日		3万円～10万円/日	
			～83,333円	2.5万円	～75,000円	3万円	～75,000円	3万円
			83,333円～25万円	売上高×0.3	75,000円～25万円	売上高×0.4	75,000円～25万円	売上高×0.4
			25万円～	7.5万円	25万円～	10万円	25万円～	10万円
	大企業	売上高減少方式	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4	
			上限額 20万円又は前年度もしくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のうち、いずれか低い額		20万円		20万円	

- 認定店において、A方式とB方式を期間の途中で変更する場合は、要請に協力いただいた期間ごとに交付単価を算定して交付します。
- 時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×1日あたりの交付額」を交付します。その場合、時短営業を開始した日から令和4年2月21日（月）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。
- 対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。対象店舗ごとに1日あたりの交付額を算定したうえで交付します。
- 交付額の算定は飲食部門の売上高を用います。飲食部門を含む複数の事業を行っている場合は、飲食部門のみの売上げで算定します。
- **大企業は売上高減少方式での交付となり、中小企業は売上高方式または売上高減少方式を選択可能です。**

5 早期支給

2月1日（火）から2月10日（木）の期間（2月10日必着）、早期支給申請を受け付けます。交付金額は一律**30万円**（12日分×2.5万円）となります。

6 申請受付期間

詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。